

2 農振第3671号
令和3年3月30日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、今後とも本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

東北農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

関東農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

北陸農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

東海農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

中国四国農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

九州農政局長 殿

農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

2 農振第3671号
令和3年3月30日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農村振興局長

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

なお、沖縄県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

改正後	現 行
<p>第1 配分基準</p> <p>1 各都道府県の要綱別表1の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（1）及び（2）により順次算定して得た額を合算して得た額とする。ただし、各都道府県の要望額が予算額を大幅に上回る場合には、配分額の上限を設定するものとする。</p> <p>なお、要綱別表3の推進事業に対する配分額については、前年度の捕獲計画に対する実績、有害捕獲に対する都道府県や市町村の負担等を考慮し、算定するものとする。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。</p> <p>（1）基礎配分</p> <p>予算額の基礎配分については、予算額のうち、1/2を都道府県別の被害額（野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成19年9月26日付け19生産第3909号農林水産省生産局長通知。以下「被害調査要領」という。）に基づく<u>平成29年度</u>から<u>令和元年度</u>までの平均被害額）、都道府県別の被害軽減率（被害調査要領に基づく<u>平成29年度</u>被害額に対する<u>令和元年度</u>被害額の減少率）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の被害防止計画を作成（都道府県と協議中のものを含む。）している市町村の割合、鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊を編成（令和<u>3</u>年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。）している市町村の割合及び農業の担い手が経営している農地面積の割合に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（2）ポイント配分</p> <p>予算額のポイント配分については、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1 配分基準</p> <p>1 各都道府県の要綱別表1の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる（1）及び（2）により順次算定して得た額を合算して得た額とする。ただし、各都道府県の要望額が予算額を大幅に上回る場合には、配分額の上限を設定するものとする。</p> <p>なお、要綱別表3の推進事業に対する配分額については、前年度の捕獲計画に対する実績、有害捕獲に対する都道府県や市町村の負担等を考慮し、算定するものとする。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。</p> <p>（1）基礎配分</p> <p>予算額の基礎配分については、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>① 予算額のうち、1/2を都道府県別の被害額（野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（平成19年9月26日付け19生産第3909号農林水産省生産局長通知。以下「被害調査要領」という。）に基づく<u>平成28年度</u>から<u>30年度</u>までの平均被害額）、都道府県別の被害軽減率（被害調査要領に基づく<u>平成28年度</u>被害額に対する<u>30年度</u>被害額の減少率）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の被害防止計画を作成（都道府県と協議中のものを含む。）している市町村の割合、鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊を編成（令和2年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。）している市町村の割合及び農業の担い手が経営している農地面積の割合に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。</p> <p>② <u>①で各都道府県に配分した予算額から、各都道府県における平成30年度鳥獣被害防止総合対策交付金等における不用額を上限として減じることができる。</u></p> <p>（2）ポイント配分</p> <p>予算額のポイント配分については、次に掲げるとおりとする。</p>

① 予算額から(1)による配分額を差し引いて得た残額(以下「ポイント配分可能額」という。)については、別表1(事業実施主体がコンソーシアム(要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画に基づき事業実施するコンソーシアムを除く)の場合は、別表2)に基づき算定したポイントの合計値の全国で最も高い事業実施計画を基準とし、その基準からポイントの合計値の1割低下毎に区分(以下「低下区分」という。)し、当該事業実施計画に係る要望額(以下「ポイント配分対象要望額」という。)に、予算額に占めるポイント配分可能額の割合(以下「ポイント配分率」という。)を低下区分毎に5%ずつ減じたポイント配分率を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

②・③(略)

2(略)

第2(略)

別表1

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 総合性に関する審査 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合	<u>10</u>
2 自給率の向上等に関する審査 次のいずれかの取組を <u>令和2年度</u> に既に行っている等、 <u>令和3年度</u> に行うことが確実と見込まれる場合にポイントを付与	(略)

① 予算額から(1)による配分額を差し引いて得た残額(以下「ポイント配分可能額」という。)については、別表に基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額(以下「ポイント配分対象要望額」という。)に、予算額に占めるポイント配分可能額の割合(以下「ポイント配分率」という。)を乗じて得た額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合において、当該都道府県の要望額から(1)による配分額を差し引いて得た額を上限として当該都道府県に配分する。

なお、捕獲技術高度化施設を整備することとしている事業実施計画については、当該施設の整備に係る要望額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分できるものとする。

②・③(略)

2(略)

第2(略)

別表

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 総合性に関する審査 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合	<u>5</u>
2 自給率の向上等に関する審査 次のいずれかの取組を <u>令和元年度</u> に既に行っている等、 <u>令和2年度</u> に行うことが確実と見込まれる場合にポイントを付与	(略)

ア～エ (略)		ア～エ (略)	
3 実施体制・実効性に関する審査 ア～ウ (略) エ <u>令和2年度</u> 鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、 <u>令和2年度中</u> に実施隊を編成することとして加算（3ポイント）したが、 <u>令和2年度中</u> の実施隊の編成ができなかった場合 オ～キ (略)	(略)	3 実施体制・実効性に関する審査 ア～ウ (略) エ <u>令和元年度</u> 鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、 <u>令和元年度中</u> に実施隊を編成することとして加算（3ポイント）したが、 <u>令和元年度中</u> の実施隊の編成ができなかった場合 オ～キ (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 被害の軽減実績に関する審査 ア <u>被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行い、直近の事業評価において目標達成率が100%以上の場合</u> (1) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額ともに30%以上軽減の場合</u> <u>5</u> (2) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか30%以上軽減の場合</u> <u>4</u> (3) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか10%以上軽減の場合</u> <u>3</u> イ <u>被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行い、直近の事業評価において目標達成率が70%以上の場合</u> (1) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額ともに30%以上軽減の場合</u> <u>3</u> (2) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか30%以上軽減の場合</u> <u>2</u> (3) <u>定めた目標が被害防止面積及び被害額いずれか10%以上軽減の場合</u> <u>1</u>		5 被害の軽減実績に関する審査 <u>被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行い、直近の事業評価において目標の達成率が70%以上の場合</u> <u>3</u>	
6 執行実績に関する審査 ア <u>令和2年度</u> 整備事業の予算現額に対し、 <u>令和2年</u> 9月末の進捗率が60%以上の場合 イ <u>令和2年度</u> 整備事業の予算現額に対し、 <u>令和2年</u> 9月末の進	(略)	6 執行実績に関する審査 ア <u>令和元年度</u> 整備事業の予算現額に対し、 <u>令和元年</u> 9月末の進捗率が60%以上の場合 イ <u>令和元年度</u> 整備事業の予算現額に対し、 <u>令和元年</u> 9月末の進	(略)

<p> 捗率が40%以上60%未満の場合 ウ <u>令和2年度</u>整備事業の予算現額に対し、<u>令和2年</u>9月末の進捗率が20%以上40%未満の場合 エ <u>令和2年度</u>整備事業の予算現額に対し、<u>令和2年</u>9月末の進捗率が20%未満の場合 オ <u>令和2年度</u>に整備事業に取り組んでいない場合 </p>		<p> 捗率が40%以上60%未満の場合 ウ <u>令和元年度</u>整備事業の予算現額に対し、<u>令和元年</u>9月末の進捗率が20%以上40%未満の場合 エ <u>令和元年度</u>整備事業の予算現額に対し、<u>令和元年</u>9月末の進捗率が20%未満の場合 オ <u>令和元年度</u>に整備事業に取り組んでいない場合 </p>	
<p> 7 その他 ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合 イ～エ (略) オ 整備事業に取り組む場合において、<u>令和2年度</u>の豪雨又は地震等により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備に取り組む場合 カ～ク (略) ケ <u>令和2年度</u>鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、整備事業に取り組む場合に、有害捕獲の数値目標を定めて加算（3ポイント）したものの、目標が達成できない場合 コ・サ (略) シ 整備事業に取り組む場合において、市町村の一部又は全部が中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第3の3の（1）の対象地域に該当し、中山間地域所得向上支援事業（<u>令和元年度</u>補正）において、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号生産局長、28農振第1337号農村振興局長通知）の別紙3-2の鳥獣被害対策のメニューに取り組んだ場合 ス～ソ (略) タ 実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同 </p>	<p> <u>10</u> (略) </p>	<p> 7 その他 ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合 イ～エ (略) オ 整備事業に取り組む場合において、<u>令和元年度</u>の豪雨又は地震等により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備に取り組む場合 カ～ク (略) ケ <u>令和元年度</u>鳥獣被害防止総合対策交付金のポイント付けにおいて、整備事業に取り組む場合に、有害捕獲の数値目標を定めて加算（3ポイント）したものの、目標が達成できない場合 コ・サ (略) シ 整備事業に取り組む場合において、市町村の一部又は全部が中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第3の3の（1）の対象地域に該当し、中山間地域所得向上支援事業（<u>平成30年度</u>補正）において、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号生産局長、28農振第1337号農村振興局長通知）の別紙3-2の鳥獣被害対策のメニューに取り組んだ場合 ス～ソ (略) タ 実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同 </p>	<p> <u>5</u> (略) </p>

種取決め等を含む。)が作成されている場合。なお、 <u>令和3年度</u> に限り、進め方通知5(1)に基づく工程表が公表されている場合を含む。 チ～テ(略)	
8 令和元年度未執行額に関する審査	
<u>ア 各都道府県が配分を受けた割当額(以下「年割当額」という。)のうち、未執行となった額(以下「不用額」という。)が5%未満</u>	<u>0</u>
<u>イ 年割当額のうち、不用額が5%以上10%未満</u>	<u>-1</u>
<u>ウ 年割当額のうち、不用額が10%以上20%未満</u>	<u>-2</u>
<u>エ 年割当額のうち、不用額が20%以上</u>	<u>-3</u>

注1・2(略)

注3) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容については、実施隊を被害防止計画等における記載により、

① アについては、令和3年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

② イについては、編成された実施隊又は令和3年度以内に編成が見込まれる実施隊において、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村長により任命される民間隊員が含まれる場合に付与できるものとする。

③(略)

注4) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のエについては、令和2年度鳥獣被害防止総合対策交付金においてポイント付けを行った際、市町村において令和2年度以内の実施隊の編成が見込まれるとして3ポイントを計上したが、令和2年度以内の実施隊の編成が困難な場合に減算するものとする。また、該当する事業実施主体が令和3年度鳥獣被害防止総合対策事業への要望を行わない場合も、ポイント付けに反映させるものとする。

注5・6(略)

注7) 6の執行実績に関する審査については、都道府県や広域協議会において、都道府県や広域協議会全体の進捗率を計算し、該当するポイントを都道府県や広域協議会内で整備事業を要望している事業実施主体全てに付与するものとする(同一都道府県内で同一ポイント)。

種取決め等を含む。)が作成されている場合。なお、 <u>令和2年度</u> に限り、進め方通知5(1)に基づく工程表が公表されている場合を含む。 チ～テ(略)	
--	--

(新設)

注1・2(略)

注3) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容については、実施隊を被害防止計画等における記載により、

① アについては、令和2年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

③ イについては、編成された実施隊又は令和2年度以内に編成が見込まれる実施隊において、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村長により任命される民間隊員が含まれる場合に付与できるものとする。

③(略)

注4) 3の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のエについては、令和元年度鳥獣被害防止総合対策交付金においてポイント付けを行った際、市町村において令和元年度以内の実施隊の編成が見込まれるとして3ポイントを計上したが、令和元年度以内の実施隊の編成が困難な場合に減算するものとする。また、該当する事業実施主体が令和2年度鳥獣被害防止総合対策事業への要望を行わない場合も、ポイント付けに反映させるものとする。

注5・6(略)

注7) 6の執行実績に関する審査については、都道府県や広域協議会において、都道府県や広域協議会全体の進捗率を計算し、該当するポイントを都道府県や広域協議会内で整備事業を要望している事業実施主体全てに付与するものとする(同一都道府県内で同一ポイント)。

進捗率＝令和2年9月末時点の都道府県及び広域協議会管内の契約金額合計

／ 令和2年9月末時点の都道府県及び広域協議会ごとの予算現額

なお、契約金額とは、事業実施主体が契約した金額とし、予算現額とは、前年度からの繰越額と当初予算配分額の合計とする。また令和2年度に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）に基づき指定された災害により被災した影響で9月末までの進捗が低い場合に限り、令和元年9月末時点の進捗率及び令和2年9月末時点の進捗率のいずれか高い進捗率を用いてポイントを付与することができるものとする。

注8～13（略）

注14）8の令和元年度未執行額に関する審査におけるポイントについては、各都道府県内の全ての事業実施主体において、一律に減じるものとする。

なお、未執行となった額の算定においては、以下のとおりとする。

- ① 要綱第3の1のただし書きによる災害等緊急に対応する必要がある事案のために、追加交付を受けた場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。
- ② 気象災害による生息環境変化その他やむを得ない事由による場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。なお、その場合の具体例は以下のとおりであり、明確な基礎データにより確認可能なものに限る。
 - (1) 例年と比較した豪雪・少雪の影響で、捕獲期間・場所等が制限され、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (2) 豪雨災害により捕獲現場が被災した影響で、捕獲期間・場所が制限され、例年と同等程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (3) 豪雨災害により捕獲従事者が被災した影響やその他やむを得ない事由の影響により、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）が出来ないことで、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (4) 例年の統計データ等より、鳥獣の生息状況を想定していたが、状況の変化（生息域における果実類等の豊凶状況、豚熱のまん延状況等）により、例年と同程度の出役（捕獲従事日数又は捕獲従事者数）において、

進捗率＝令和元年9月末時点の都道府県及び広域協議会管内の契約金額合計

／ 令和元年9月末時点の都道府県及び広域協議会ごとの予算現額

なお、契約金額とは、事業実施主体が契約した金額とし、予算現額とは、前年度からの繰越額と当初予算配分額の合計とする。また令和元年度に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）に基づき指定された災害により被災した影響で9月末までの進捗が低い場合に限り、平成30年9月末時点の進捗率及び令和元年9月末時点の進捗率のいずれか高い進捗率を用いてポイントを付与することができるものとする。

注8～13（略）

（新設）

捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

別表 2

(新設)

<u>審査項目及び取組内容の基準</u>	<u>ポイント</u>
<u>1 総合性に関する審査</u> <u>有害捕獲と連携した取組が行われる場合</u>	<u>10</u>
<u>2 実施体制・実効性に関する審査</u> <u>コンソーシアムの構成員として、捕獲者、処理加工者、流通業者、販売者の全てを含む場合</u>	<u>5</u>
<u>3 ジビエの取扱量目標に対する審査</u> <u>ア コンソーシアムにおいて、ジビエの取扱量（重量ベース）を30%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合</u>	<u>5</u>
<u>イ コンソーシアムにおいて、ジビエの取扱量（重量ベース）を20%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合</u>	<u>3</u>
<u>4 ジビエの取扱量目標の達成状況に対する審査</u> <u>ア コンソーシアムにおいて、設定したジビエの取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量（重量ベース）目標の達成率が100%以上の場合</u>	<u>5</u>
<u>イ コンソーシアムにおいて、設定したジビエの取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量（重量ベース）目標の達成率が70%以上の場合</u>	<u>3</u>
<u>5 ジビエの取扱量実績に対する審査</u> <u>ア コンソーシアム構成員の令和元年度のジビエ取扱量が10ト</u>	<u>5</u>

<u>ン以上ある場合</u> <u>イ コンソーシアム構成員の令和元年度のジビエ取扱量が5ト</u> <u>ン以上ある場合</u>	<u>3</u>
<u>6 ジビエ利用頭数割合に対する審査</u>	
<u>ア コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の</u> <u>令和元年度のジビエ利用頭数割合（イノシシ及びシカの有害</u> <u>捕獲頭数に対してジビエ利用する頭数の割合）が20%以上の</u> <u>場合</u>	<u>5</u> <u>3</u>
<u>イ コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の</u> <u>令和元年度のジビエ利用頭数割合が10%以上の場合</u>	
<u>7 その他</u>	
<u>ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組で</u> <u>ある場合</u>	<u>10</u>
<u>イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合</u>	<u>3</u>
<u>ウ 処理加工施設の人材育成について取り組む場合</u>	<u>3</u>
<u>エ ICTの活用による情報管理の効率化について取り組む場合</u>	<u>3</u>
<u>オ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進について取り組む</u> <u>場合</u>	<u>3</u>
<u>カ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合</u>	<u>3</u>
<u>キ 整備事業に取り組む場合において、ジビエ等利活用の推進</u> <u>を通じて効果的な捕獲活動に取り組む場合</u>	<u>3</u>

注1) 1の総合性に関する審査の取組内容の有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

注2) 7のその他のアについては、広域連携型であって事業実施計画に基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

注3) 7のその他のイについては、コンソーシアムが推進事業、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注4) 7のその他のカについては、過年度、コンソーシアムにおいて、鳥獣被

害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注5) 審査項目の3、4、5及び6については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。7については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。